



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

第3回八潮市議会定例会の傍聴

日9月21日(水)まで
一般質問日＝9月15日(木)・16日(金)・20日(火)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日21人(当日先着順)
問議事調査課 ☎ ☎ 277

会議の開催

●第1回八潮市公園等整備推進審議会の傍聴
日9月22日(木) 午前10時30分～
場八潮メセナ集会所
内中川河川敷周辺公園等施設整備計画について
定10人(当日先着順)
問公園みどり課 ☎ ☎ 321
●第2回八潮市自治基本条例検証委員会の傍聴
日9月27日(火) 午後2時～4時
場八潮メセナ会議室
内八潮市自治基本条例の検証について
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎ ☎ 328

●第5回八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴

日9月30日(金) 午前10時～
場市役所第2会議室
内まちづくりの実現に向けてについて
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎ ☎ 368

●第1回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴

日10月13日(木) 午後1時30分～3時30分
場八潮メセナ会議室
内指定地域密着型サービス事業所の指定更新、第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和3年度事業報告について
定10人(申込順)
日9月14日から10月12日までに、電話で長寿介護課(☎ ☎ 490)へ

日曜窓口の閉庁およびコンビニ交付サービスの利用停止

システム作業のため、窓口およびコンビニ交付を停止します。
日日曜窓口の閉庁＝9月25日(日)、コンビニ交付サービス停止＝9月28日(水)・29日(木)
問住民票・印鑑証明・戸籍関連、日曜窓口＝市民課 ☎ ☎ 210、課税(所得)証明・非課税証明関連＝市民税課 ☎ ☎ 206

第18回市民意識調査

まちづくりに対するニーズや今後の市政運営の参考にするため実施します。
日9月中旬～下旬
対市全域から無作為に抽出した、満18歳(令和4年6月1日現在)以上の市民3,000人※対象の方には、調査票を郵送します。
問秘書広報課 ☎ ☎ 226

就業構造基本調査

総務省統計局では、10月1日現在で国民の就業・不就業の実態を調査します。対象世帯には統計調査員が伺いますので、ご回答をお願いします。
対統計理論に基づき無作為に選ばれた15歳以上の世帯員
問企画経営課 ☎ ☎ 233

入札方式によるリサイクル品の売払い

日9月20日(火)～30日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
場リサイクルプラザ
対市内在住の個人で、自己搬出可能な方
内自転車および家具のリサイクル品の入札による売払い(希望価格を入札箱へ)※1人1品で1回のみ
結果発表 10月4日(火) 午後2時～
引渡期間 10月4日(火)～14日(金) 午前9時～午後4時(10月4日は

午後2時～)
問リサイクルプラザ ☎ 997-6696

長寿祝金の給付

多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿祝金を給付します。
対9月15日現在(基準日)、市内に住居登録している方で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、満80・88・100歳に達する方※対象者には、9月15日以降に給付通知書を送付しますので、ご確認ください。
問長寿介護課 ☎ ☎ 447

都市計画の変更原案に関する閲覧

①原案の閲覧
日9月20日(火)～10月4日(火)
場市都市計画課、県都市計画課、越谷県土整備事務所
内草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など
②公述の申し出
対市内に住所を有する個人および法人
日10月4日(必着)までに、公述申出書(各閲覧場所で入手)を窓口または郵送で市都市計画課または県都市計画課(〒330-9301※所在地記入不要)へ
③公聴会(②がない場合中止)
日11月4日(金) 午前10時～
場りらーと八條会議室1
問市都市計画課 ☎ ☎ 270、県都市計画課 ☎ 048-830-5341

令和4年度コミュニティ助成事業

伊勢野自治会では、(一財)自治総合センターが宝くじの収入を財源に交付している助成金を受けて、自治会館のスピーカ―やマイクなどの備品を購入しました。

なお、購入した備品は、自治会のコミュニティ活動事業で使われます。

問市民協働推進課 ☎ ☎ 465



屋外広告物の適正な管理に努めましょう

国では、全国的に9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

近年、老朽化などによる屋外広告物の落下などの事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。屋外広告物の安全対策を推進するために、定期的に点検し適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは違反広告物です。市では定期的に撤去していますが、市民ボランティア団体(現在7団体が登録)でも実施しています。活動にご協力いただける方は都市計画課へご連絡ください。

問都市計画課 ☎ ☎ 346

